

組合員資格ご確認のお願い

組合員の皆様へ

にいがた岩船農業協同組合

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

J A事業につきましては、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合定款第 12 条に定める組合員の資格要件に変更がある場合は、直ちにその旨を書面にてお届けいただくことになっております。(定款第 15 条)

つきましては、組合員資格に変動がありましたら、大変お手数ですが、最寄りの支店・出張所にて組合員資格変更のお手続きをいただきますようお願い申し上げます。

《 定款から 》

【組合員の資格】

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

- 1 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- 2 1年のうち30日以上農業に従事する個人（農業経営を行う法人において期間の定めのない雇用契約のある者、組織・団体等の場合にはその構成員であることが常態である者を含む。）であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
- 3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

- 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- 2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
- 4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
- 5 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあつては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げるものを除く。）
- 6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が

主たる構成員となっている団体が協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。）

7 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けている団体（農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）であって、加入することにより、この組合の健全な活動に支障がないと理事会で認めたもの。

④ （略）

【農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例】

第13条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であって、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

- 1 その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であって、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用することが適当であると認められるものであること
- 2 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること
- 3 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること

【加入】

第14条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 暴力団員等（別表第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約（別表省略）
- 2 （略）

② 前項の場合において、第12条第2項第3号並びに第3項第4号から第7号に該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 1 定款又はこれに代わるべき書類
- 2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面
- 3 代表者の氏名及び住所を記載した書面

③～⑥ （略）

【資格変動の申出】

第15条 組合員は、前条第1項の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。